

変更許可申請

- 1 変更許可申請には、変更しようとする製造所等に係る完成検査済証の添付を必要とします。この場合において、完成検査済証を紛失し返納できないときは、完成検査済証紛失書（変更許可申請用）を添付してください。
- 2 変更の工事に係る部分以外の部分の仮使用（危険物の貯蔵および取扱い）を行う場合は、「危険物製造所等変更許可及び仮使用承認申請書」を使用してください。
- 3 同一の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し、相互に区別することができる複数の変更工事については、所有者等の希望により区分された変更工事ごとの変更許可申請とすることができます。
この場合、それぞれの変更工事ごとに完成検査を実施することとなりますが、先に完成検査を実施した部分については、仮使用承認を受けることにより仮に使用することができます。